

～助成金交付についてのご案内～

助成金の交付を希望される場合は、以下の手続きをお願いいたします。

《助成金交付申請前の確認事項》

助成金交付申請の前に、必ずご確認ください。

- 区からの「細街路拡幅整備完了通知書」（以下、「完了通知書」）を受領している。
- 以下の全てに該当しない。
 - ・ 法人
 - ・ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者
 - ・ 自費で拡幅整備を行った者
 - ・ 助成金の対象となる工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である者
 - ・ 区市町村民税及び軽自動車税を滞納している者

《助成金交付申請に必要な書類》

区のホームページから、以下の書式をダウンロードしてください。

- ①助成金交付申請書（要領第 1 号様式）
- ②助成金対象工事完了届（要領第 2 号様式）

助成金対象の内容に合わせて、下記の書類を提出してください。

③助成金対象工事費の領収書（コピー）

領収書
(申請者) 様
¥□□□□□□
○○工事代金
施工者○○

または

銀行振込で代金を支払った場合は、
銀行振込受付書、通帳の写しでも
可。

※領収書の宛名と申請者が異なる場合は助成金をお支払いすることができません。

※支払い金額が 5 万円を超える場合は収入印紙が必要となります。（クレジット決済の場合は不要）

④助成金対象工事費の内訳書（コピー）

※助成金対象項目の各単価が確認できる内訳書のこと

※ブロック塀等の撤去処分費は、「m（メートル）単価」で算出してください。単位が一式、m²（平方メートル）、m³（立方メートル）等の場合は、助成金をお支払いできません。

助成金の
対象項目

○○工事内訳書				
	数量	単位	単価	金額
1 解体工事等				
仮囲いシート養生	1.0	式		○○○
住宅解体搬出処分	1.0	式		○○○
ブロック塀撤去処分（高さ〇m）	○○	m※	○○	○○○
擁壁撤去処分（高さ〇m）	○○	m※	○○	○○○
○○○○○○	○○	○	○○	○○○
小計				○○○○

※水道及びガスのメーター移設は、③・④の提出は不要です。

⑤納税証明書等（特別区民税・軽自動車税）

※本年の 1 月 1 日現在、板橋区に住民登録されている申請者で、①「助成金交付申請書」の「4 区税納付状況調査」の「同意する」にチェックされた方は必要ありません。

※前年に他の自治体から特別徴収されている場合は、その自治体が発行する納税証明書の提出が必要です。

裏面もご確認ください

《提出期限について》

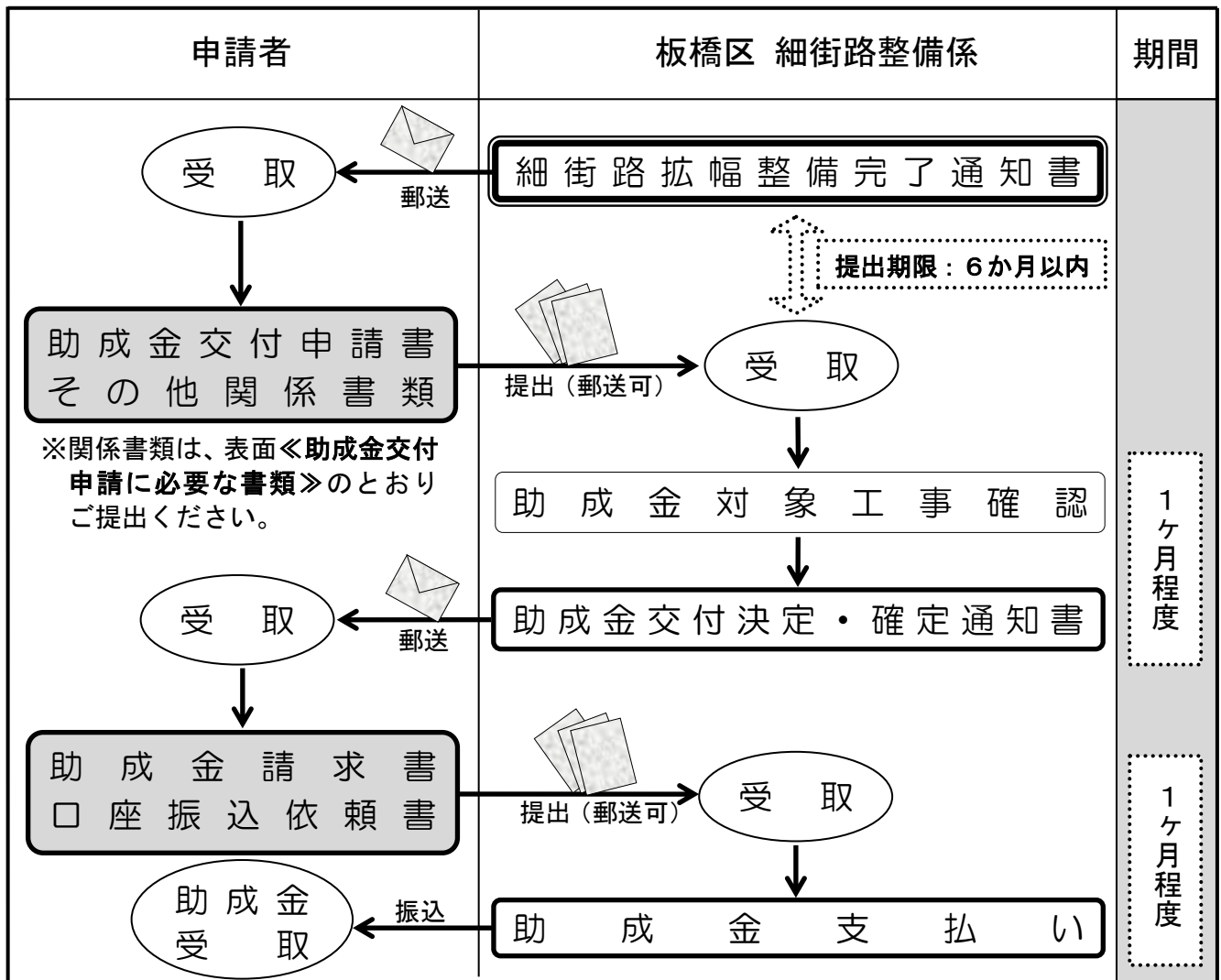
助成金交付申請書の提出期限は、**完了通知書の交付日から6か月間**です。

「細街路拡幅整備完了通知書」右上の交付日より6か月以内に、「助成金交付申請書」、「助成金対象工事完了届」及び関係書類をご提出ください。

期限内に提出されない場合は、助成金交付対象外となります。また、年度末は手続きにお時間を要しますので、お早めのご提出をお願いいたします。

◆助成金交付までの流れ◆

拡幅整備工事が完了してからの流れです。



※郵送で提出する場合、封筒及び郵送料等をご負担下さい。

※助成金交付申請書提出後の期間は概ねの期間です。審査状況により変動しますので予めご了承ください。

《提出先・お問い合わせ》

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区 都市整備部 建築安全課
細街路整備係 ☎03-3579-2565